

(案)

## 日高市子ども読書活動推進計画〔第3次〕

「読書がはぐくむ豊かな心  
すべての子どもに読書のよろこびを」

令和 年 月

日高市教育委員会

# 目次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	1
1 計画策定の目的 .....	1
2 計画の期間 .....	2
<b>第2章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方</b> .....	3
1 読書を楽しむ子どもが育つための家庭・学校・地域の環境整備 ..	3
2 家庭・学校・地域が相互に連携・協力した取組 .....	3
3 読書活動への理解と関心のための広報・啓発活動 .....	4
<b>第3章 第2次計画策定以降における取組・成果と課題</b> .....	5
1 家庭における子どもの読書活動の支援 .....	5
2 学校における子どもの読書活動の推進 .....	6
3 市立図書館における子どもの読書活動の推進 .....	6
4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進 .....	7
<b>第4章 子どもの読書活動推進のための取組</b> .....	9
1 家庭における子どもの読書活動の支援 .....	9
2 学校における子どもの読書活動の推進 .....	10
3 市立図書館における子どもの読書活動の推進 .....	19
4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進 .....	24
<b>〔資料〕</b> .....	26
○日高市子ども読書活動推進計画〔第3次〕の施策体系 .....	26
○ブックスタート等の実施状況 .....	28
○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号） .....	29

## 第 1 章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の目的

近年、スマートフォンやSNS<sup>1</sup>等の普及によるコミュニケーションツールの多様化など、情報通信技術（ICT<sup>2</sup>）を利用する時間は増加傾向にあり、子どもの読書離れなど、読書環境を取り巻く環境の変化が見られます。

読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものです。子どもは本との出会いの中で、楽しみながら自然に、他人を思いやる心や人生の知恵を学びます。また、幼児期の読み聞かせは心の発達に大きな影響を与え、その後の子どもの心の健全な成長を促すこととなります。

国では、平成 13(2001)年 12 月に、子どもの読書活動に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、続いて、平成 14(2002)年 8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。その後、平成 20(2008)年 3 月には第 2 次基本計画、平成 25(2013)年 5 月には第 3 次基本計画、平成 30(2018)年 4 月には第 4 次基本計画が策定されました。

埼玉県では、平成 16(2004)年 3 月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成 21(2009)年 3 月には第 2 次計画、平成 26(2014)年 3 月には第 3 次計画、平成 31(2019)年 3 月には第 4 次計画が策定されました。

子どもの読書活動推進のため、地方公共団体も法律に定める基本理念に則り、読書活動の推進に努めることが求められ、市教育委員会でも地域・家庭・学校

---

1 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

2 ICT：Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する科学技術の総称。

等における子どもの読書活動の推進に資するため、平成 16(2004)年 3 月に「日高市子ども読書活動推進計画」（第 1 次計画）を策定、平成 24(2012)年 3 月に第 2 次計画を策定し、一定の成果を上げてきました。

こうした状況を踏まえ、本市における子どもの読書活動のさらなる推進を図るため、このたび、次の 5 年間を想定した新たな「日高市子ども読書活動推進計画（第 3 次）」（以下「本計画」という。）を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、次代を担う心豊かな子どもを育成するため、子どもが読書に親しむ機会と読書環境の整備充実に努めてまいります。

## 2 計画の期間

概ね令和 5 (2023)年度から令和 9 (2027)年度までの 5 年間とします。ただし、本計画期間中においても必要に応じ、記述内容の変更・修正ができるものとします。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

### 1 基本目標

次に掲げる目標に基づいて、子どもの読書活動の推進に努めます。

「読書がはぐくむ豊かな心 すべての子どもの読書のよろこびを」

### 2 基本方針

基本目標の実現に向け、次の3つのことを基本方針として、子どもの読書環境の整備に取り組んでいきます。

#### 1 読書を楽しむ子どもが育つための家庭・学校・地域の環境整備

本市の子どもの読書活動を推進するため、家庭・学校・地域において、子どもが本にふれたり読書に親しんだりする機会を積極的に提供し、子どもの読書環境の充実に努めます。読書活動はあくまでも自主的な行為であり、強制されるべきものではありませんが、読書環境の整備によって、子どもが本に親しんだり、市立図書館や学校図書館を利用したりする機会を増やすよう努めます。

また、子どもが、いつでもどこでも読書に親しみ楽しむことができることや、興味・関心を的確に捉えた本に出会えるための読書環境を整備します。

#### 2 家庭・学校・地域が相互に連携・協力した取組

地域社会全体で子どもの読書活動を支えていくため、市立図書館を中心に関係機関同士がこれまで以上に連携・協力を深め、人的交流を図り事業の充実に努めます。また、ボランティアなど子どもの読書活動に関わる人材を育成し、地域の人々との協力体制を強化します。

家庭・学校・地域が連携した取組をすることで、大人が相互に理解や関心を深め合い、子どもの読書活動を推進します。

### 3 読書活動への理解と関心のための広報・啓発活動

子どもの自主的な読書活動を推進するために、子どもの読書への理解・関心を深めてもらうための広報・啓発活動を行います。

市立図書館での事業を市広報への掲載やチラシの配布、ポスターの掲示及び市立図書館ホームページ、SNSを活用した周知を図るなど、広く市民への広報活動を進めます。

子どもの読書活動の意義について、保護者等に対する啓発事業を進めます。また、読書活動に関する情報提供に心掛け、保護者等への支援を通じて子どもの読書活動を推進します。

## 第3章 第2次計画策定以降における取組・成果と課題

本市では、第1次計画の策定以降、家庭、学校及び地域において、子どもの読書活動を推進するための様々な取組を展開してきました。本計画の策定に当たり、この章では、第2次計画で示された四つの「推進のための取組」に沿って、主な取組とその成果、課題を整理することとします。

### 1 家庭における子どもの読書活動の支援

#### 取組・成果

- (1) 家族による絵本の読み聞かせを日常的に行えるよう、市立図書館で実施している「おはなしポケット<sup>3</sup>」に多くの親子が参加しました。
- (2) 保健相談センターでの乳幼児健診時には、絵本を開く楽しい体験と、絵本を手渡すブックスタート事業が毎年実施されており、市立図書館からは、乳幼児向けのブックリストを配布しました。また、乳幼児の健診時間にあわせて「赤ちゃんタイム」を実施し、赤ちゃんと保護者が気兼ねなく市立図書館に来館し、楽しい時間を過ごせる場を用意しました。

#### 課題

- (1) 保護者が読書の意義や重要性を理解し、子どもが本と出会える場を用意する姿勢が必要です。
- (2) 家庭環境や子どもの置かれている立場により、家庭での読書に充てる時間が十分でない状況です。
- (3) 良い本を自分では手に取ることのできない幼児のために、その保護者に対して読書活動の啓発が必要です。

---

<sup>3</sup> 「おはなしポケット」は、市立図書館で、毎週水曜日と第一土曜日に図書館職員・ボランティアにより、子どもやその保護者を主対象に絵本の読み聞かせなどを行っている定例的行事。

## 2 学校における子どもの読書活動の推進

### 取組・成果

- (1) すべての学校において、全校一斉読書が様々な工夫改善を図りながら実施されています。
- (2) 文部科学省制定の「学校図書館図書標準<sup>4</sup>」（平成5(1993)年)に照らした充足率を着実に進めました。平成28(2016)年度末の充足率については、小学校91.9%、中学校100%となっており、平成29(2017)年度以降は、小学校、中学校ともに100%の充足率を維持しています。

### 課題

- (1) 学校図書館としての役割が十分果たせるよう、学校内で司書教諭及び図書担当教員への協力体制の確立、また、図書整理員や学校図書館支援ボランティアとのさらなる連携の推進が必要です。
- (2) 学校図書館図書標準に照らした充足率は、100%を達成していますが、学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うなどの計画的な整備が必要です。
- (3) すべての学校図書館に司書の配置が必要です。

## 3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

### 取組・成果

- (1) 学校を訪問してのおはなし会を市内全小学校、院内学級、中学校、特別支援学校において実施しました。また、小学3年生を対象としたブックトーク<sup>5</sup>をすべての小学校で実施しました。

---

<sup>4</sup> 「学校図書館図書標準」は、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定められた。

<sup>5</sup> 特定のテーマに沿って、何冊かの本を順序良く組み合わせ、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味を起こさせる。



- (2) 年度当初の学校図書主任会議及び学校図書・読み聞かせボランティアの交流会に出席し、市立図書館の行事や団体貸出<sup>6</sup>等について説明し、協力を求めました。
- (3) 定例的なおはなし会や学校訪問おはなし会・ブックトーク及び布の絵本の作成、また講座の開催、展示準備等、ボランティアの育成と連携が図れました。
- (4) 「子ども読書の日<sup>7</sup>」を中心に、「としょかん子どもウィーク」を開催し、多角的な本の楽しみを提供する資料展示や音楽会などの様々な事業を実施しました。
- (5) ヤングアダルト（YA）<sup>8</sup>コーナー（「ヤンちゃんの本棚」）を設置し、テーマ展示やブックリストの作成を行い、YA世代が本に親しむ機会を増やしました。

#### 課題

- (1) 市立図書館から遠距離の子どもや市立図書館に来る機会の少ない子どもが、身近に本を借りられる環境の整備が必要です。
- (2) 子どもの読書活動推進に関する知識・技術を持った職員の確保が必要です。

## 4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

#### 取組・成果

- (1) 絵本や紙芝居の読み聞かせの実施や年齢に合った絵本等の図書コーナー設置を通じて、多くの絵本や図鑑等に出会える環境の充実に図りました。

---

<sup>6</sup> 団体貸出は、団体利用者（団体登録をした市内の事業所、機関その他の団体）に対して図書館資料を貸出すこと。市立図書館では、1団体50冊以内とし、貸出期間は30日以内となっている。

<sup>7</sup> 「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（子どもの読書活動の推進に関する法律第10条第1項）に設けられた。

<sup>8</sup> ヤングアダルト（Young Adult、略してYA）は、アメリカで13～19歳の世代の人たちに対して使われる言葉で「若いおとな」という意味。

- (2) 園だより等で、幼児期における絵本との出会いの意義を保護者に周知しました。

#### **課題**

- (1) 市立図書館の団体貸出制度を積極的に利用する体制が必要です。
- (2) 読み聞かせや読書指導方法等の研修会や講演会等の機会を捉えて積極的に参加することが必要です。

## 第4章 子どもの読書活動推進のための取組

### 1 家庭における子どもの読書活動の支援

#### 【現状及び課題】

多くの家庭では、共働き世帯の増加や保護者の勤務時間が不規則であるなどの様々な家庭環境により、子どもとともに過ごす時間が少ないという現実があります。一方で、子どもは、習い事や塾、趣味や遊びに時間をとられ、読書に充てる時間は十分ではない状況となっています。

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものです。毎日過ごす家庭の中で子どもが自然に本とふれあい、読書に親しむようになるためには、保護者に子どもの読書活動の意義や重要性を理解してもらうことが大切です。発達段階に応じた本の楽しみを知ることができるよう、家庭で読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、子どもが読書と出会うきっかけを作ることが求められています。

#### 【施策の方向と取組】

##### (1) 家庭の読書活動の充実

###### ア 家庭における読書の雰囲気づくり

保護者自身が読書に親しみ、家族で読書の時間を共有して、読書への雰囲気づくりを心掛けることができるよう、市立図書館では、おはなし会で保護者に向けての本の紹介の機会を設けます。

###### イ 読み聞かせ機会の支援

乳幼児期は家族による絵本などの読み聞かせを日常的に行えるよう、市立図書館では、親子参加のおはなし会「おはなしポケット」の充実に努め、家庭における読み聞かせを支援します。

###### ウ 読書に親しむ機会づくり

家族で図書館や文化施設に行くなど、子どもが小さい頃から本に接するよう家庭で習慣付けることの重要性について働きかけます。市立図書館では、乳幼児連れの保護者が気兼ねなく図書館利用ができるよう、「赤ちゃんタイム」を設けます。

#### エ 子どもの読書についての啓発

家庭教育に関する講座や子育て支援のための施設利用者及び乳幼児健診等の多くの保護者が集まる機会を利用して、読書のよろこび、読書がはぐくむ豊かな心など、読み聞かせや読書の重要性についての保護者への理解を促進します。

#### オ ICTの活用

小・中学校の児童生徒に1人1台貸与されている学習用タブレット端末等を活用し、ICT（情報通信技術）による子どもの読書活動を支援します。

### (2) 子どもの発達段階に応じた読書情報の提供

#### ア 発達段階に応じた読書情報の提供

市立図書館や学校等で作成するブックリストなどにより、発達段階に応じた読書情報を提供し、家庭における読書活動の推進に努めます。

#### イ 講座等の情報の発信

市立図書館等で実施する講座や研修会に進んで参加することができるような情報を発信します。

## 2 学校における子どもの読書活動の推進

### 【現状及び課題】

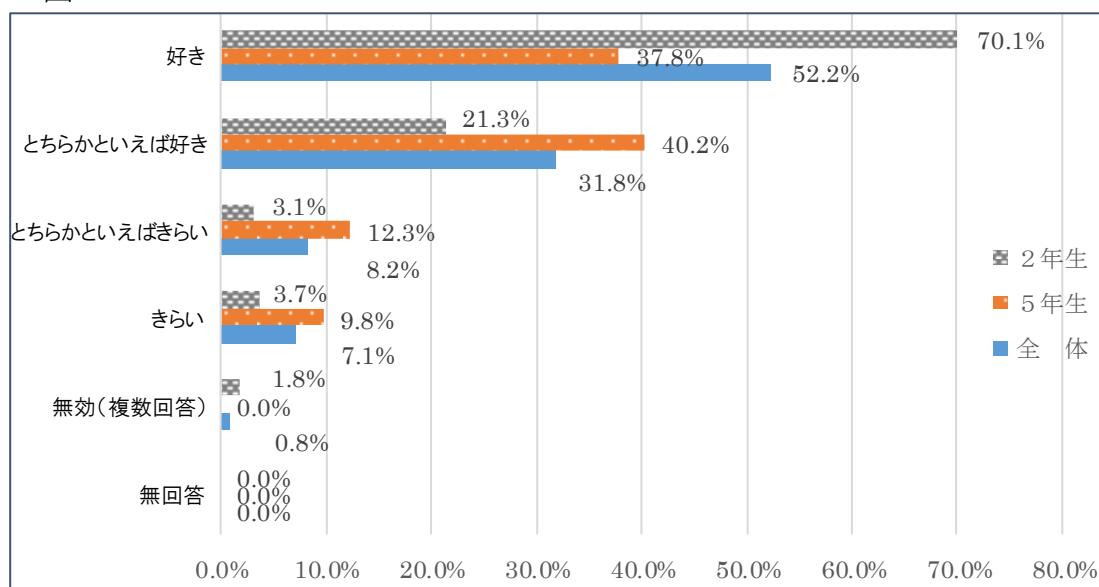
本計画策定に当たり、市内小学校児童の読書活動の状況把握のため、令和4(2022)年6月から7月にかけて、小学2年生及び5年生を対象に「子どもの読書に関するアンケート」を実施しました。

市内小学校6校、各校2年生1クラス及び5年生1クラスにアンケート用紙を配布、2年生は172人中164人(回答率95.4%)、5年生は211人中204人(回答率96.7%)、全体で383人中368人(回答率96.1%)から回答がありました。

アンケートの概要については、次のとおりとなりました。

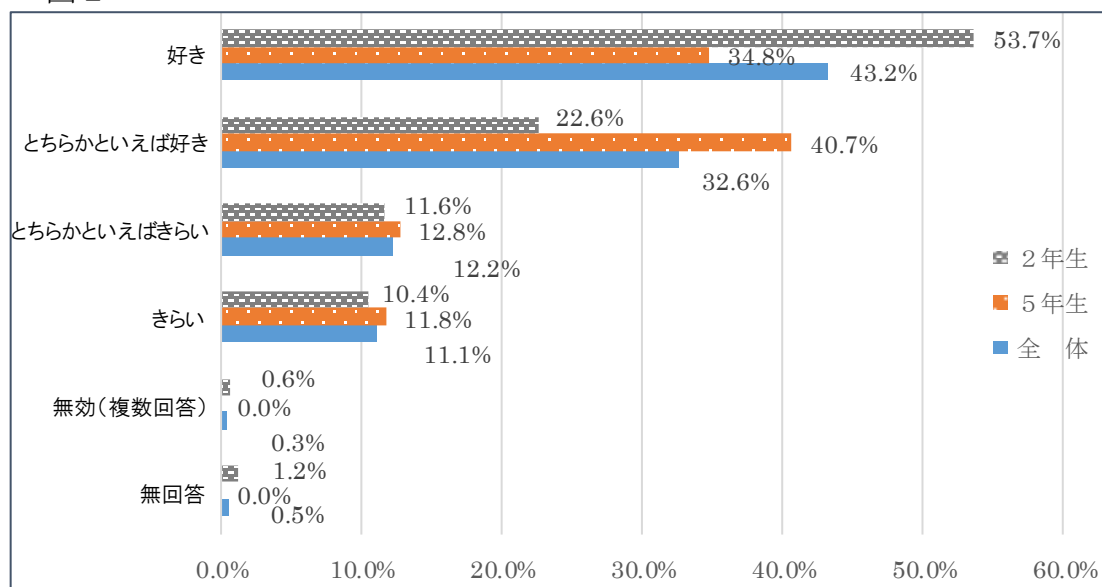
本を読むことが好きかについての設問では、「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせると2年生が91.4%、5年生が78.0%、全体では84.0%となっています。（図1）

図1



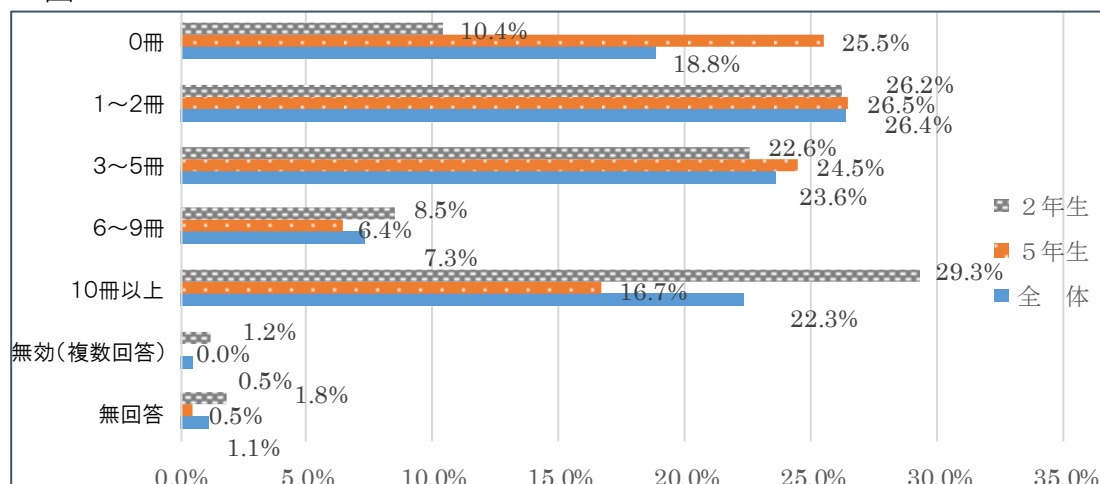
本を読んでもらうことが好きかについての設問では、「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせると2年生が76.3%、5年生が75.5%、全体では75.8%となっています。（図2）

図2



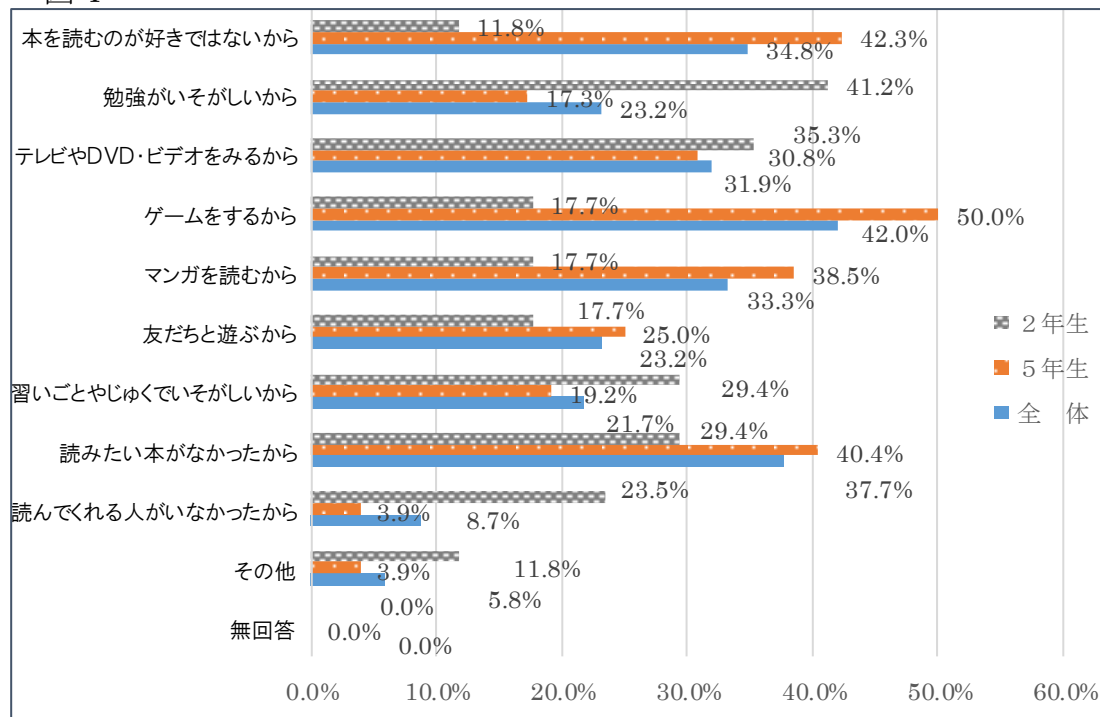
1か月の間に、本（マンガ・雑誌を除く。）を何冊くらい読むかについての設問では、「0冊」が、2年生の10.4%に対して、5年生では25.5%となっています。また、「10冊以上」が、2年生の29.3%に対して、5年生では16.7%となっています。（図3）

図3



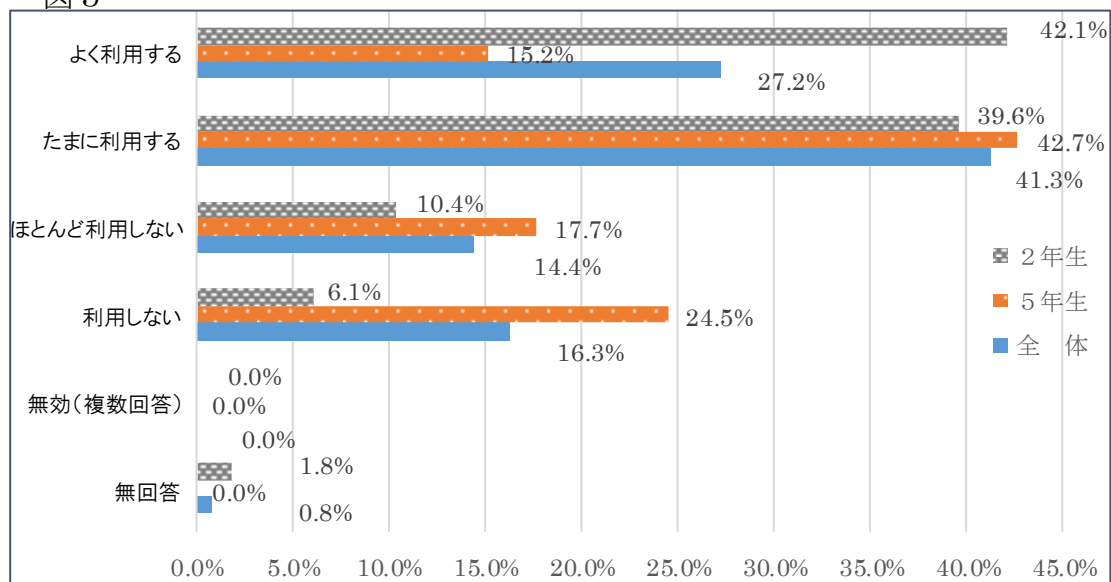
1か月の間に、本（マンガ・雑誌を除く。）を読まなかった理由についての設問では、2年生は「勉強がいそがしいから」が最も多く、5年生は「ゲームをするから」が最も多くなっています。（図4）

図4



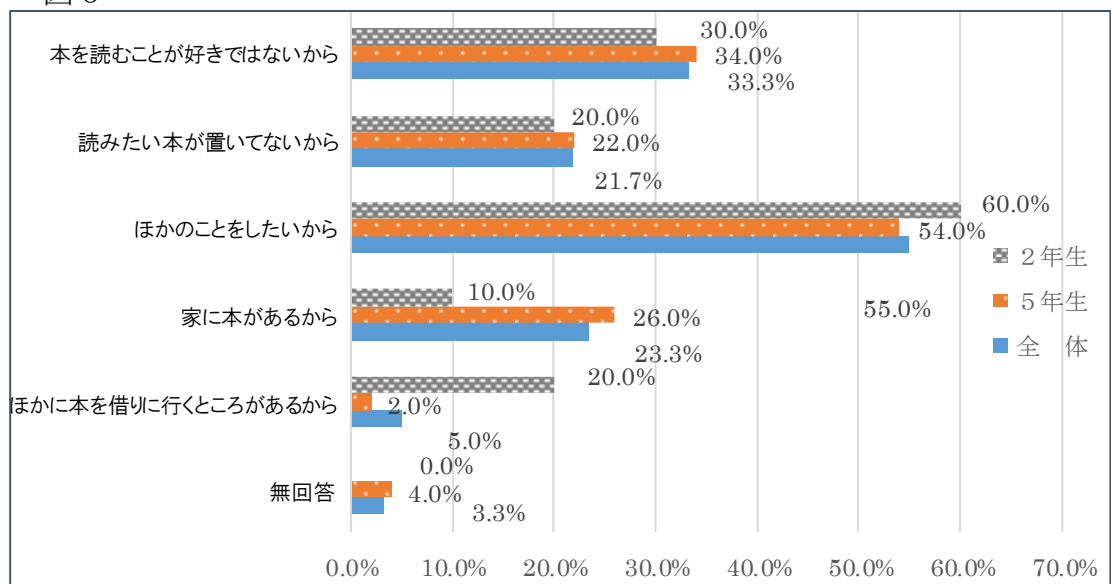
学校の図書室や読書コーナーなどの利用についての設問では、「よく利用する」と「たまに利用する」を合わせると2年生が81.7%、5年生が57.9%、全体では68.5%となっています。（図5）

図5



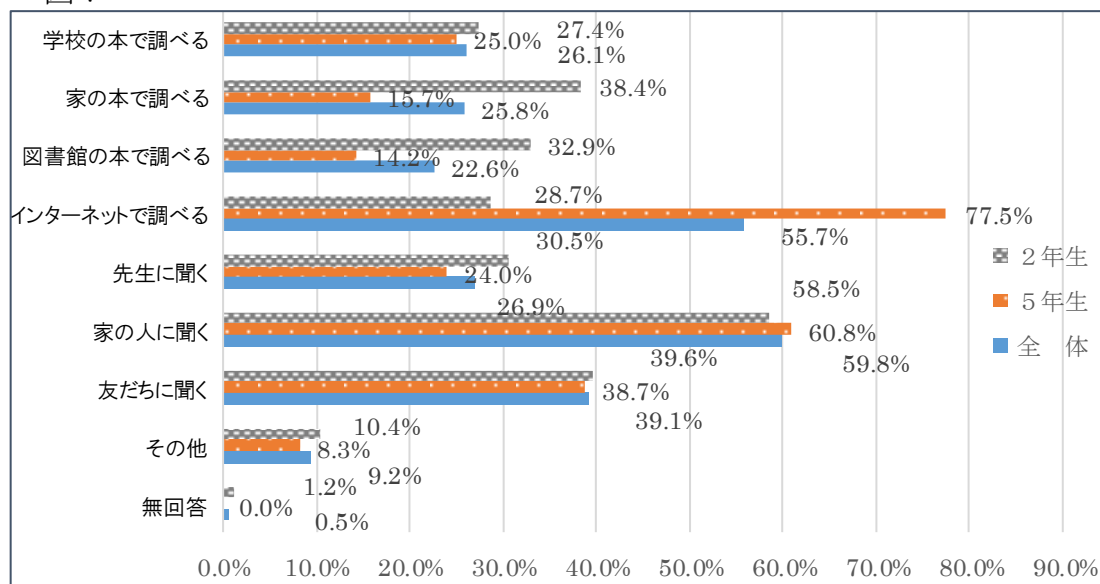
学校の図書室や読書コーナーなどを利用しない理由についての設問では、2年生、5年生ともに「ほかのことをしたいから」が最も多くなっています。（図6）

図6



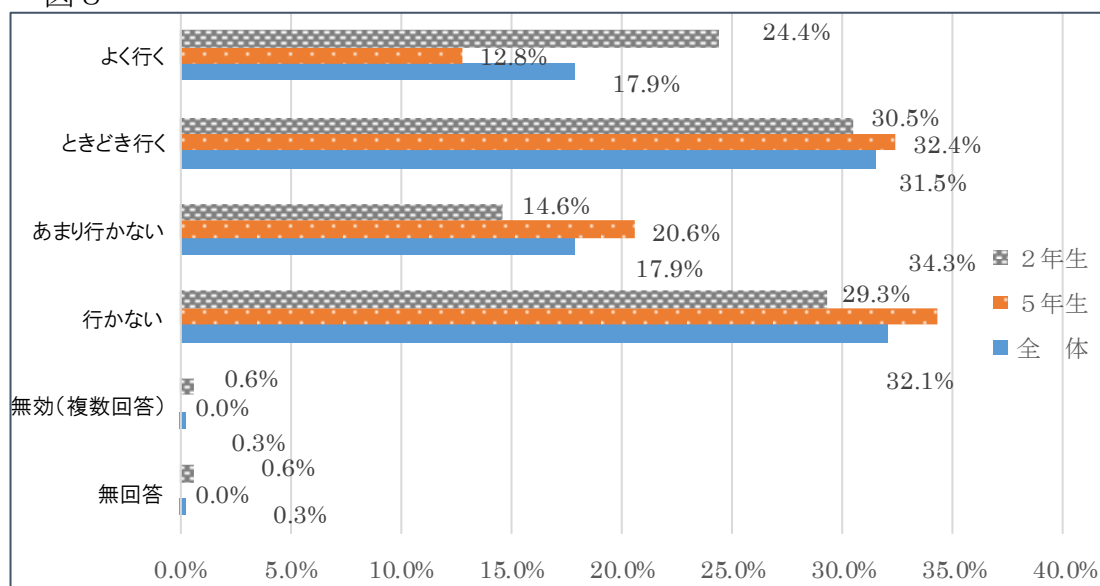
知りたいことやわからないことを調べる方法についての設問では、2年生、5年生ともに「家の人に聞く」や「友だちに聞く」が多く、5年生では「インターネットで調べる」が最も多くなっています。（図7）

図7



市立図書館に行くかについての設問では、「よく行く」と「ときどき行く」を合わせると2年生が54.9%、5年生が45.2%、全体では49.5%となっています。（図8）

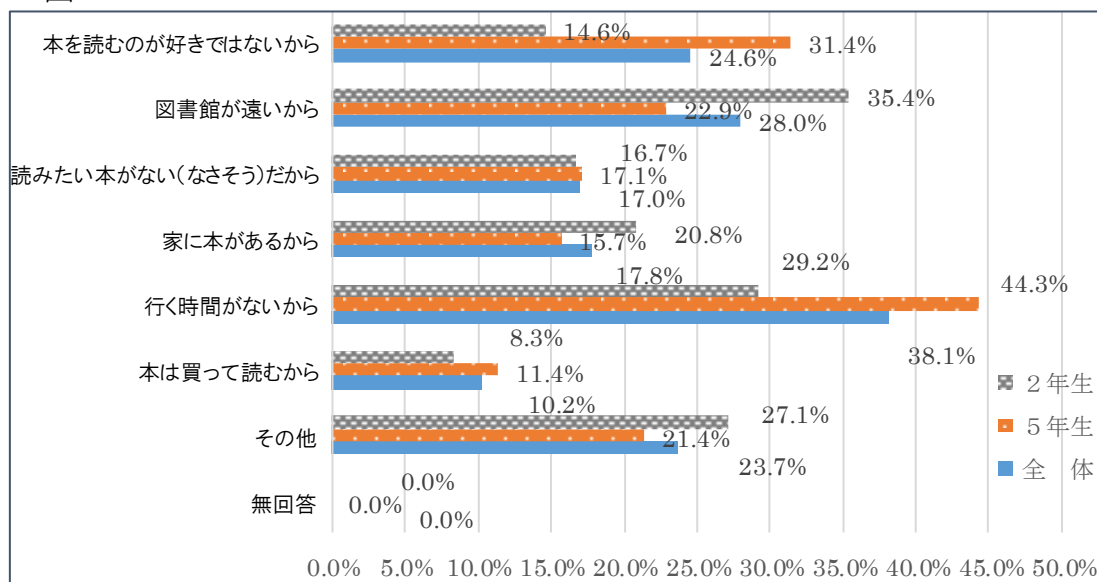
図8





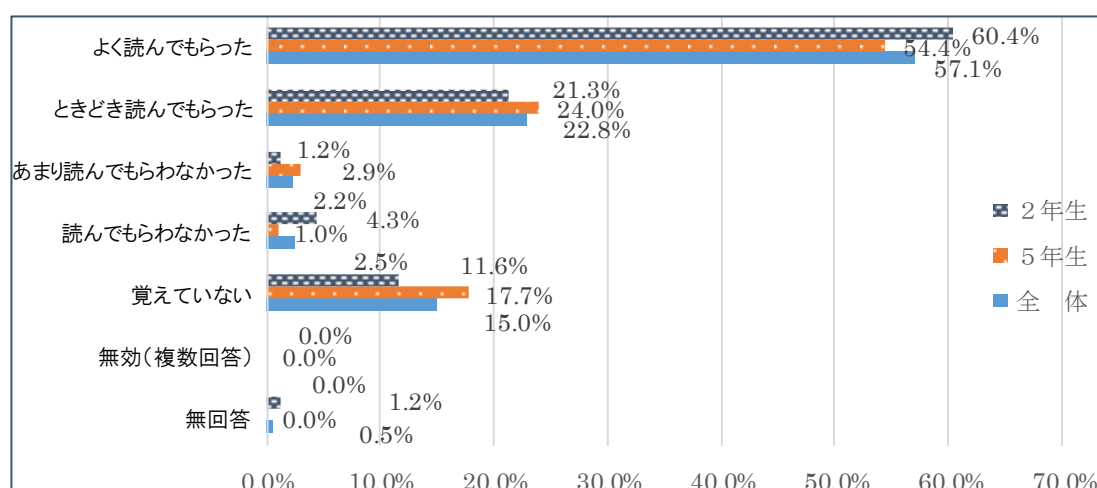
市立図書館に行かない理由についての設問では、2年生、5年生ともに「行く時間がないから」が多く、2年生では「図書館が遠いから」、5年生では「本を読むのが好きではないから」も多くなっています。（図9）

図9



小さいときに、家の人などに本を読んでもらったことがあるかについての設問では、「よく読んでもらった」と「ときどき読んでもらった」を合わせると2年生が81.7%、5年生が78.4%、全体では79.9%となっています。（図10）

図10



アンケート結果によると、2年生よりも5年生の方が読書よりも他の物事に興味が向き、時間を費やす傾向が見られ、知りたいことやわからないことを調べる方法についても「インターネットで調べる」が多くなっており、学年が上がるほど学校図書館や市立図書館の利用から遠ざかっています。

また、全国学校図書館協議会が実施した調査<sup>9</sup>によると、令和3(2021)年5月の1か月間の平均読書冊数は、小学生(4～6年生)は12.7冊、中学生は5.3冊、高校生1.6冊となっています。同調査結果の過去からの推移によれば、小学生や中学生の5月の1か月間の平均読書冊数は増加傾向にありますが、児童生徒の年齢が上がるにつれて減るという傾向が顕著に示されています。そして、同調査の5月の1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合は、小学生(4～6年生)は5.5%、中学生は10.1%、高校生は49.8%となっています。

こうした状況にあって、本と出会う機会が少ない子どもも、学校に入学すると様々な読書活動や調べ学習で本に親しむ機会が増えていきます。学校は、より多くの子どもの読書の喜びを伝える大切な場所であり、学校教育は読書が子どもの人間形成や情操を育て、豊かな知識の宝庫であることを子どもに理解させ経験させる上で重要な役割を担っています。

現在、学校における読書活動は、国語科を中心に全ての教科等の学習活動を通じて、常時展開されています。特に「朝の一斉読書」や「読み聞かせ」など、多様な活動を工夫しての取組、推薦図書の紹介など、各学校の状況や児童生徒の実態を踏まえた取組が多く見られます。また、読書への興味関心を目指した各種の取組も数多く実践されています。

学校図書館の果たす役割は、学習活動のための図書や資料などの充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成する上でも極めて大きいものです。

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ心を育成し、読書習慣を身に付けさせていくことが必要です。そのために、校長のリー

---

<sup>9</sup> 数値は、第66回学校読書調査(公益社団法人全国学校図書館協議会・株式会社毎日新聞社)から。

リーダーシップの下、司書教諭や図書担当教員を中心に学校全体で組織的に読書活動の推進に取り組んでいくことが必要です。

## 【施策の方向と取組】

### ア 学校における教職員全員の協力体制の確立

様々な教育活動を通じて子どもの読書活動の充実を図り、読書習慣を身に付けることは、学校の重要な役割です。そこで、一人一人の教職員が学校の果たすべき役割を認識し、全教職員が連携して読書指導を進めるなど、協力体制の確立が強く求められます。

そのために、学校では校長のリーダーシップの下、司書教諭や図書担当教員を中心にして組織的な校内体制を確立し、学校図書館の機能を十分に発揮できるよう、研修会などで教職員の指導力の向上、学校図書館の効果的な活用などを検討し、組織的な読書活動の推進に取り組んでいきます。

### イ 学校における読書活動の取組

書物に触れる経験を数多く持つことは、読書活動の習慣化の第一歩として、大変有意義なことです。学校によって取組の方法は多様であり、毎朝の始業前に朝の読書を実施する学校や、本の読み聞かせを中心に活動している学校、週に一回の昼食後の読書に取り組む学校など、全校一斉読書の方法は様々です。各学校とも全校一斉読書に関しては、大きな成果を得ており、児童生徒の行動に落ち着きが生まれ、読書への関心が高まったとの声が多く聞かれます。また、平成5(1993)年から、市立図書館との連携により、「学校訪問おはなし会」を継続して行っており、現在では全小学校すべての学年において、おはなし会を通じて本に親しむ取組を行っています。このような取組から情操面が豊かになり、思いやりや言葉遣いが丁寧になったなど、子どもの変容を認める教師も多数おります。

そこで、今後も子どもが読書習慣を身に付け、読書力を高める上でどんな方法が効果的なのか、検討して工夫改善を行っていくために、各機関と連携を図り、子どもと本を結ぶ組織体制が必要です。

## ウ 学校図書館の施設整備

各学校では、子どもに親しまれる、魅力ある図書館環境を作るように、様々な工夫をしています。子どもが学校図書館に進んで出向き、書物に触れるためには、読みたい図書や資料がそこに存在することが大切で、いつもそこに人（司書等）が居ることが望ましいことです。

各学校とも、図書の購入に当たっては良書と共に必要図書の選定に努めており、子どもが物語だけでなく、幅広いジャンルから本を選定して、多くの図書に触れる機会を持てるように努力しています。

平成 14(2002)年度から「総合的な学習の時間」など、児童生徒の調べ学習を重視した教育がスタートしました。児童生徒が学習の中で抱いた疑問や課題を解決するために、蔵書数の充実、図書が探しやすい図書配列、閲覧場所の整理整頓、多様な資料や情報を提供できる資料室など、ニーズの幅が広がってきています。平成 23(2011)年 9 月、市内 6 小学校に、調べ学習、蔵書管理など学校図書館運営に活用できる「学校図書館蔵書管理システム」を導入しました。今後も児童生徒の多様なニーズに応えることのできる施設にしていきます。

## エ 学校図書館の蔵書の充実

学校図書館には、文部科学省制定の「学校図書館図書標準」に基づき、整備すべき蔵書数が定められています。国では、令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等 5 か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、地方財政措置を講じており、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、すべての学校図書館において「学校図書館図書標準」の達成を目指すとしています。

市内の小・中学校 1 校あたりの蔵書冊数の状況を見ると、充足率は小学校、中学校ともに 100%（令和 3(2020)年 3 月 31 日現在）で、国の基準を達成しています。充足率を保っていくよう、今後も図書の充実に努めていきます。

## オ 司書教諭、図書整理員及びボランティア等の配置

学校の読書環境を整備する上で、司書教諭や図書担当教員、図書整理員、支援ボランティアの存在は大変に重要です。

司書教諭については、12 学級以上の学校に配置すること<sup>10</sup>が義務付けられ、学校図書館の充実に努めています。

図書整理員については、市内の各小・中学校を定期的に回り、学校図書館の整理を行うものです。図書の整理、図書の修復などが仕事の中心です。司書教諭や図書担当教員は、通常の業務があり、十分な活動ができないため、それらを補うなど仕事の範囲は広く、重要な役割を担っています。

支援ボランティアについては、各学校の呼びかけにより、小学校では学校図書館の本の整理や読み聞かせなどを、中学校では学校図書館の整理や本の貸出業務を実施しています。

今後は、三者の役割の協力体制について、学校の実情に合わせた効果的な仕事の分担と進め方を明確にしていきます。

## 3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

### 【現状と課題】

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選ぶことができ、読書の楽しみを知ることができる場所であり、また、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。読み聞かせや本の紹介、子どもにすすめたい本の展示、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導など子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。平成元(1989)年新館開館以降、図書館内外で積極的に子どもの読書活動推進に取り組んできました。その成果が認められ、平成 22(2010)年に「子ども読書活動優秀

---

<sup>10</sup> 学校図書館法第 5 条及び附則第 2 項の規定に基づく政令により、平成 15(2003)年度以降、12 学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

実践図書館」として表彰されました。今後も、より多くの子どもが本に親しむ機会をもてるよう、子どもの読書活動を推進するグループへの支援や市立図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習の提供等を行っています。

今後も、児童資料の選書・収集・提供<sup>11</sup>のほかに、おはなし会などの行事の実施、図書館職員研修等に積極的に参加していくことが必要です。

また、ヤングアダルト（YA）サービスについての充実が求められています。

## 【施策の方向と取組】

### （１）児童図書資料の充実と子どもに利用しやすい市立図書館運営

市立図書館では貸出や各種事業を市域すべての子どもに展開するために、ボランティアとの協力関係のもとに「おはなしポケット」や学校を訪問してのおはなし会・ブックトークなどを実施しています。また、児童生徒が来館しての調べ学習や「総合的な学習の時間」の受け入れも積極的に行っています。

さらに、子どもの読書に関する成人対象の講座を開催するなどして、地域を挙げて子どもの読書活動の充実に力を入れています。

職員自身も関係機関等の研修に積極的に参加するなど、専門的知識の習得に努めています。

#### ア 児童書コーナーの充実

上質で多様な子どもの本の選定、収集を積極的に行い、児童書コーナーの充実を図ります。

---

<sup>11</sup> 市立図書館の児童書の蔵書数は、58,721冊で、蔵書冊数全体に占める割合の30.5%（令和4（2022）年3月31日現在）となっている。

## イ 学校教育活動の場の提供

調べ学習や「総合的な学習の時間」の場として、児童生徒の受け入れに努めます。また、授業で扱うテーマ毎の本の貸出を積極的に行います。一箱本棚等を利用した図書館展示への生徒の参加を支援します。

## ウ 子育て支援事業との連携・協力

保健相談センター、子育て総合支援センター「ぬくぬく」等での子育て支援事業との連携・協力関係を強化します。

## エ 団体貸出の活用

より多くの子どもの本との出会いの場を提供するために、幼稚園・保育所・学童保育室などを対象に団体貸出を進めます。

## オ 公民館等との連携

定期的な配本等を通じて、公民館等の図書室との連携に努めます。

## カ 読書啓発活動の実施

関係各課所との連携を密にし、求めに応じて職員やボランティアを派遣し、おはなし会・ブックトークを実施します。また、かがくあそびや工作教室、子ども向け講座等を行い、様々な興味を持つ子どもが読書を楽しむことができる読書環境づくりに努めます。

## キ 「子ども読書の日」等の取組

「子ども読書の日」や「読書週間<sup>12</sup>」等の機会を捉えて更なる啓発活動を推進します。

---

<sup>12</sup> 「読書週間」は、アメリカの「チルドレンズ・ブック・ウィーク」が11月16日から1週間であるのにならったもので、昭和22(1947)年に第1回「読書週間」（11月17日から23日まで）が開かれ、第2回から、現在の10月27日から11月9日まで（文化の日をはさんで2週間）となっている。

## ク 専門的職員の資質の向上

子どもの読書活動の推進に関する知識・技術を持った専門的職員の確保・養成に努めます。

## ケ バリアフリーの読書支援

特別な支援を必要とする子どもにも豊かな読書体験ができるよう、視聴覚機器の活用やLL<sup>13</sup>ブック、点字図書等の収集を行い、りんごの棚<sup>14</sup>の充実に努めます。

## (2) 学校との連携

学校との連携は「総合的な学習の時間」などとの関連もあり、従来にもまして深いものとなってきています。ボランティアとの協力関係のもとに学校を訪問してのおはなし会やブックトークはすべての子どもが本の楽しさにふれることができる最良の機会として教師や児童生徒に好評で、今後も継続していく必要があります。

### ア 学校との連携の体制づくり

年度当初の学校図書館主任会議において、市立図書館の当該年度の行事や団体貸出等について説明し、協力を求めます。また、市立図書館として学校側に協力できるおはなし会やブックトークの日程等について協議します。

### イ 学校訪問おはなし会等の実施

年間を通して各学校のスケジュールを尊重しながら、学校を訪問しておはなし会やブックトークを行います。また、求めに応じて本の紹介等、授業に協力します。

---

<sup>13</sup> LLは、スウェーデン語の「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。

<sup>14</sup> りんごの棚は、スウェーデン生まれの「特別なニーズのある子どものための資料を展示した棚」のこと。



#### ウ 市立図書館の活用

団体貸出や集団での図書館利用学習などについて、学校側と日程調整をしながら協力していきます。

#### エ ヤングアダルト（YA）向け事業の実施

中学校や高校と連携を図り、ヤングアダルト（YA）向けのビブリオバトル<sup>15</sup>などを実施するよう努めます。また、ブックリストや「ヤンちゃん通信」の発行、配布を行います。

### （3）ボランティア・市民団体との連携

定例的なおはなし会や「布の絵本<sup>16</sup>」の作成など、ボランティア・市民団体との連携のもとに各事業や行事が順調に展開されています。とりわけボランティアの献身的な働きは市立図書館の円滑な運営に必要不可欠なものとなっています。

#### ア 読み聞かせ等の充実

ボランティア・市民団体と連携し、講座等を開催するとともに読み聞かせなどの充実を図ります。

#### イ おはなし会等の開催・活動の場の提供

おはなし会を主な内容とする定例的行事の「おはなしポケット」や「布の絵本」製作などの運営をボランティアとの協力関係のもとに年間を通して進め、講座修了者に活動の場を提供します。

#### ウ ボランティアの養成

ボランティア養成のための講座を開催し、新たな人材の育成に努めます。

---

<sup>15</sup> ビブリオバトルは、ゲーム感覚を取り入れた新しいスタイルの「書評合戦」。

<sup>16</sup> 「布の絵本」は、手触りの感触を楽しみながら、物語としてストーリー展開も楽しめる布で手づくりした絵本で、子どもだけでなく、障がい者や一般成人も楽しめる。

#### (4) 読書情報の提供

乳幼児・児童とその保護者を対象とした、本の内容紹介付きの推薦図書リストを作成・配布しています。また、インターネットによる蔵書検索、ホームページへの行事情報の掲載を行っています。今後も、内容の充実に努めていきます。

##### ア 読書相談の体制づくり

読書相談に随時応じることのできるような体制の強化を図ります。

##### イ 推薦図書リストの作成

おはなし会等の機会を捉え、絵本、児童書など発達段階に応じた推薦図書リストを作成し、保護者や子どもに配布します。また、読書週間や夏休み・冬休み等に本の内容を紹介した推薦図書リストを作成し、子どもに読書への動機付けを図ります。

##### ウ 読書案内情報の提供

ホームページに読書案内情報を掲載し、広く利用者に呼びかけます。

##### エ 読書を促す取組

季節やトピックなどのテーマで本を展示、装飾を行い、読書へ誘うきっかけを作ります。

##### オ 「ブックスタート」の実施協力

保健相談センターの乳幼児健診の際、乳幼児とその保護者を対象に実施している「ブックスタート」に協力します。

## 4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

### 【現状と課題】

幼稚園や保育所等では、絵本や紙芝居の読み聞かせを行ったり、子どもが日常的に本と出会うよう共有スペースやクラスに図書コーナーを設けたりして、

日常の保育の中で、友だちと一緒に絵本の世界を共有する喜びと楽しさを味わえるようにしています。

幼児期には、好奇心や探究心を高めたり、幼児期にふさわしい知的発達を促したりするため、絵本や物語に親しむ活動の充実や絵本や図鑑等に出会えるような環境の整備が必要です。また、保護者に対しては、幼児期における絵本の大切さを伝えるとともに、読み聞かせの指導や絵本の選定などの支援が求められています。

### 【施策の方向と取組】

#### ア 図書コーナーの充実

子どもの読書意欲に応えるため、市立図書館の団体貸出制度を積極的に活用するなどして豊富で多様な図書を用意し、図書コーナーの充実を図ります。

#### イ 読書情報の提供

ブックリストや読書に関するリーフレットや掲示物などで、幼児期における本との出会いの意義を保護者に周知します。

#### ウ 読み聞かせ等の充実

ボランティアや市立図書館の協力を得て、読み聞かせ等の取組を充実させます。

#### エ 教員等の資質の向上

教員や保育士が、読み聞かせや読書指導方法等の研修会や講演会等の機会を捉え、積極的に参加するよう努めます。

○日高市子ども読書活動推進計画〔第3次〕の施策体系

1 家庭における子どもの読書活動の支援

(1) 家庭の読書活動の充実

- ア 家庭における読書の雰囲気づくり
- イ 読み聞かせ機会の支援
- ウ 読書に親しむ機会づくり
- エ 子どもの読書についての啓発
- オ ICTの活用

(2) 子どもの発達段階に応じた読書情報の提供

- ア 発達段階に応じた読書情報の提供
- イ 講座等の情報の発信

2 学校における子どもの読書活動の推進

- ア 学校における教職員全員の協力体制の確立
- イ 学校における読書活動の取組
- ウ 学校図書館の施設整備
- エ 学校図書館の蔵書の充実
- オ 司書教諭、図書整理員及びボランティア等の配置

3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 児童図書資料の充実と子どもに利用しやすい市立図書館運営

- ア 児童書コーナーの充実
- イ 学校教育活動の場の提供
- ウ 子育て支援事業との連携・協力
- エ 団体貸出の活用
- オ 公民館等との連携
- カ 読書啓発活動の実施
- キ 「子ども読書の日」等の取組
- ク 専門的職員の資質の向上
- ケ バリアフリーの読書支援

#### (2) 学校との連携

- ア 学校との連携の体制づくり
- イ 学校訪問おはなし会等の実施
- ウ 市立図書館の活用
- エ ヤングアダルト（YA）向け事業の実施

#### (3) ボランティア・市民団体との連携

- ア 読み聞かせ等の充実
- イ おはなし会等の開催・活動の場の提供
- ウ ボランティアの養成

#### (4) 読書情報の提供

- ア 読書相談の体制づくり
- イ 推薦図書リストの作成
- ウ 読書案内情報の提供
- エ 読書を促す取組
- オ 「ブックスタート」の実施協力

### 4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

- ア 図書コーナーの充実
- イ 読書情報の提供
- ウ 読み聞かせ等の充実
- エ 教員等の資質の向上

## ○ブックスタート等の実施状況

### ①ブックスタート参加数（乳児健診受診者）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
回 数	1 2	1 2	1 2	1 1	1 2
人 数	3 0 5	2 5 8	2 5 6	2 7 0	2 6 6
対象者数	3 1 4	2 6 6	2 6 6	2 7 6	2 7 1

### ②おはなしポケット参加数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
回 数	5 9	5 9	5 3	3 1	4 9
人 数	1, 3 3 0	8 6 1	8 0 9	4 0 2	6 2 5

### ③ブックトーク実施数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
クラス数	1 8	1 6	1 4	1 2	1 2
人 数	5 2 7	4 8 2	4 5 5	4 2 6	3 8 6

### ④学校訪問おはなし会回数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
クラス数	3 2 1	3 1 7	2 6 7	1 1 9	1 4 9
人 数	9, 3 2 6	9, 1 4 2	7, 7 8 2	3, 6 5 0	4, 5 8 9

### ⑤団体貸出数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
貸出者数	1, 1 9 8	1, 0 9 6	1, 2 7 5	7 2 5	9 1 9
冊 数	8, 6 0 5	8, 1 0 2	9, 0 4 1	5, 7 5 6	5, 9 2 3

## ○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。



3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

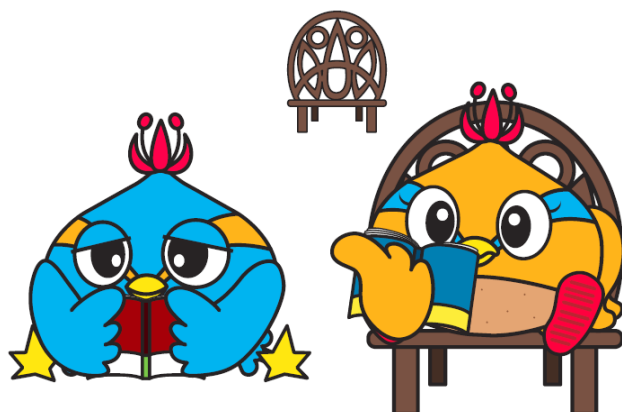
3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



日高市子ども読書活動推進計画〔第3次〕

令和 年 月

発行：日高市教育委員会

編集：日高市立図書館

〒350-1231 日高市大字鹿山 370 番地 20

電話：042-985-5121

FAX：042-984-1081